

中部事務所取引適正化管理官 標準文書保存期間基準

事 項		業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類（行政文書ファイル等 の名称）	保存期間	訓令別 表第2 該当項	保存期間満 了時の措置
1	私 的 独 占 の 禁 止 及 び 公 正 取 引 の 確 保 に 関 す る 法 律（昭和 22 年法律 第 54 号。 以下「独占 禁止法」と いう。）違 反 行 為 を 未 然 に 防 止 す る た め の 取 組	独占禁止法 違反行為を 未然に防止 するための 措置に關す る事項	①独占禁止法に 係る相談に關 する文書のう ち重要なもの	・ 相談処理票	独 占 禁 止 法 審 査・調 査・相談	相談	・ ○年度相談（独占禁止法に 係る相談に關する文書のう ち重要なもの）	10 年	2(1)① 10(4)	廃棄
			②独占禁止法に 係る相談に關 する文書のう ち①以外のもの	・ 相談受付票		相談	・ ○年度相談	3 年		

事 項		業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類（行政文書ファイル等 の名称）	保存期間	訓令別 表第2 該当項	保存期間満 了時の措置
			③実態調査に関 する文書のう ち重要なもの	・ 調査報告書	独 占 禁 止 法審査・調 査・相談	実態調査	・ ○年度優越的地位の濫用に 関する緊急調査	5 年		
2	製 造 委 託 等に係る 中小受託 事業者に対 する代 金の支払 の遅延等 の防止に 関する法 律(昭和31 年法律第 120号。以 下「取適 法」とい う。)違反 事件の調	(1)取適法違 反事件の 調査に関 する重要 な経緯	①取適法違反事 件の調査の過 程が記録され た文書	・ 事件記録	取 適 法 調 査・相談	事件調査	・ ○年○月○日勧告○○に対 する件	事 件 の 終 結 し た 日 に 係 る 特 定 日 以 後 30 年	2(1)① 11(1)	廃棄
			②勧告するため の決裁文書	・ 勧告書案						
			③名あて人に送 達した勧告書	・ 勧告書						
		(2)取適法違 反事件の 調査に関 する経緯	①指導の措置を 採った事件の 調査の過程が 記録された文 書(中小受託事 業者が受ける 不利益が大き い事件に限 る。)	・ 事件記録	取 適 法 調 査・相談	事件調査	・ ○年度指導事件記録（中小 受託事業者が受ける不利益 が大きい事件に限る。）	事 件 の 終 結 し た 日 に 係 る 特 定 日 以 後 10 年	—	

事 項		業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類（行政文書ファイル等 の名称）	保存期間	訓令別 表第2 該当項	保存期間満 了時の措置
	査 及 び そ の 経 緯		②指導の措置を 採った事件の 調査の過程が 記録された文 書(①の事件を 除く。)	・ 事件記録	取 適 法 調 査 ・ 相 談	事件調査	・ ○年度指導事件記録（中小 受託事業者が受ける不利益 が大きい事件を除く）	事 件 の 終 結 し た 日 に 係 る 特 定 日 以 後 5 年		
		(3)定期調査 及び特別 調査に関 する文書	定期調査に関す る文書	・ 定期調査票	取 適 法 調 査 ・ 相 談	定期調査	・ ○年度回収定期調査票	3 年		
		(4)取適法の 規定に違 反する疑 いのある 事実の報 告の受理 等及び探 知、それ らに係る 情報の収 集及び管 理	①取適法の規定 に違反する疑 いのある事実 の報告の受理 等に関する文 書	・ 情報記録	取 適 法 調 査 ・ 相 談	事件調査	・ ○年度申告人への通知 ・ ○年度情報（申告等受理票）	5 年		
			②取適法の規定 に違反する疑 いのある事実 に係る情報 の管理に関する 文書							
		(5)取適法違 反行為を 未然に防	取適法に係る相 談に関する文書 のうち重要なも	・ 相談処理票	取 適 法 調 査 ・ 相 談	相談	・ ○年度移動相談会 ・ ○年度相談受付票	3 年	2(1)① 11(2)	

事 項		業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類（行政文書ファイル等 の名称）	保存期間	訓令別 表第2 該当項	保存期間満 了時の措置
		止するた めの措置 に関する 事項	の							
3	消費税の 円滑かつ 適正な転 嫁の確保 のための 消費税の 転嫁を阻 害する行 為の是正 等に関する 特別措置 法(平成 25 年法律 第 41 号。	(1)消費税転 嫁対策特 別措置法 違反事件 の調査に 関する重 要な経緯	勧告の措置を採 った消費税転嫁 対策特別措置法 違反事件の調査 の過程が記録さ れた文書	・ 事件記録	消費税転 嫁対策	事件調査	・ ○年○月○日勧告○○に対 する件	勧告する 日に係る 特定日以 後 30 年	一	廃棄
		(2)消費税転 嫁対策特 別措置法 違反事件 の調査に 関する経 緯	指導の措置を採 った事件の調査 の過程が記録さ れた文書	・ 事件記録	消費税転 嫁対策	事件調査	・ ○年度事件記録（勧告以外 のもの）	5 年		
	以下「消費 税転嫁対 策特別措 置法」とい う。）違反 事件の調	(3)情報の受 付及び相 談の受付 に関する 文書	消費税転嫁対策 特別措置法の規 定に違反する行 為に係る情報の 受付及び相談の 受付に関する文 書	・ 情報記録簿	相談資料	相談	・ ○年度相談	3 年		

事 項		業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類（行政文書ファイル等 の名称）	保存期間	訓令別 表第2 該当項	保存期間満 了時の措置
	査 及 び そ の 経 緯	(4)立入検査 証の交付	立入検査証の交 付に関する文書	・立入検査証交付簿	消 費 税 転 嫁対策	立入検査証	・〇年度立入検査証交付簿	5 年		
4	特 定 受 託 事 業 者 に 係 る 取 引 の 適 正 化 等 に 関 す る 法 律（令 和 5 年 法 律 第 25 号。以下 「フリー ランス法」 という。） 違 反 事 件 の 調 査 及 び そ の 経 緯	(1)フリーラ ンス法違 反事件の 調査に関 する重要 な経緯	①勧告の措置を 採った事件の 調査の過程が 記録された文 書	・事件記録 ・勧告書案 ・勧告書	フ リ ー ラ ン ス 法 調 査・相談	事件調査	・〇年〇月〇日勧告〇〇に対 する件	事 件 の 終 結 し た 日 に 係 る 特 定 日 以 後 30 年	2(2) ① 20(1)	廃棄
			②命令の措置を 採った事件の 調査の過程が 記録された文 書	・事件記録 ・命令書			・〇年〇月〇日命令〇〇に対 する件			
							・〇年度命令書原本	20 年		移管
		(2)フリーラ ンス法違 反事件の 調査に関 する経緯	①指導の措置を 採った事件の 調査の過程が 記録された文 書(②の事件を 除く。)	・事件記録(特定受託事 業者が受ける不利益が 軽微な事件を除く。)	フ リ ー ラ ン ス 法 調 査・相談	事件調査	・〇年度指導事件記録（特定 受託事業者が受ける不利益 が軽微な事件を除く。)	事 件 の 終 結 し た 日 に 係 る 特 定 日 以 後 10 年	—	廃棄
			②指導の措置を 採った事件の 調査の過程が 記録された文 書(特定受託事 業者が受ける 不利益が軽微	・事件記録(特定受託事 業者が受ける不利益 が軽微な事件に限 る。)			・〇年度指導事件記録（特定 受託事業者が受ける不利益 が軽微な事件に限る。)	事 件 の 終 結 し た 日 に 係 る 特 定 日 以 後 5 年		

事 項		業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類（行政文書ファイル等 の名称）	保存期間	訓令別 表第2 該当項	保存期間満 了時の措置
			な事件に限 る。)							
			③措置を採ら なかった事件の 調査の過程が 記録された文 書	・事件記録(措置を採ら なかった事件に限 る。)	フ リ ー ラ ン ス 法 調 査 ・ 相 談	事件調査	・〇年度事件記録(勧告・指導 以外のもの)	事 件 の 終 結 し た 日 に 係 る 特 定 日 以 後 3 年		
			④調査の過程に おいて作成等 した(1)並びに (2)①から③以 外の文書	・履歴事項全部証明書 交付申請に関する決 裁文書 ・調査票の追加発送に 関する決裁文書	フ リ ー ラ ン ス 法 調 査 ・ 相 談	事件調査	・〇年度履歴事項全部証明書 交付申請書 ・〇年度調査票追加発送	3 年		
		(3)定期調査	定期調査に関す る文書	・調査票	フ リ ー ラ ン ス 法 調 査 ・ 相 談	定期調査	・〇年度回収調査票 ・〇年度調査資料	3 年		

事 項		業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類（行政文書ファイル等 の名称）	保存期間	訓令別 表第2 該当項	保存期間満 了時の措置
		(4)立入検査 証の発行 及び交付	立入検査証の発 行及び交付に関 する文書	・立入検査証交付簿	フリーラ ンス法調 査・相談	立入検査証	・〇年度立入検査証交付簿	5年		
		(5)フリーラ ンス法の 規定に違 反する疑 いのある 事実の申 出の受理 等及び探 知並びに それらに 係る情報 の収集及 び管理	フリーランス法 の規定に違反す る疑いのある事 実の申出の受理 等及び探知並び にそれらに係る 情報の収集及び 管理に関する文 書	・情報記録簿	フリーラ ンス法調 査・相談	事件調査	・〇年度情報記録簿 ・〇年度情報受付票 ・〇年度申出移送記録簿	3年		

事 項		業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類（行政文書ファイル等 の名称）	保存期間	訓令別 表第 2 該当項	保存期間満 了時の措置
		(6)フリーラ ンス法違 反行為を 未然に防 止するた めの措置 に関する 事項	①フリーランス 法に係る相談 に関する文書 のうち重要な もの	・ 相談処理票 ・ 関係者のヒアリング	フ リ ー ラ ン ス 法 調 査 ・ 相 談	相談	・ ○年度相談処理票 ・ ○年度相談案件レク資料 ・ ○年度事前相談処理票	10 年	2(1) ① 20(2)	
			②講演会等への 講師の派遣及 び広報活動に 関する文書	・ 講師派遣依頼文書 ・ 配布資料 ・ 周知資料		講師派遣	・ ○年度講師派遣	5 年	—	
						周知資料	・ ○年度フリーランス法周知 関係	5 年		
5	行政機関 の保有す る情報の 公開に関 する法律 （平成 11 年法律第 42号）によ る開示決 定等及び その経緯	(1)開示決定 等に関する 経緯	開示決定等をす るための決裁文 書その他開示決 定等に至る過程 が記録された文 書	・ 開示請求書 ・ 開示決定等通知書 ・ 理由	情報公開	情報公開資料	・ ○年度情報公開請求資料	開 示 決 定 等 を し た 日 に 係 る 特 定 日 以 後 10 年	—	廃棄
		(2)不服申立 てに関する 情報公開・個人 情報保護 審査会に おける検 討その他 の経緯	①審査請求書又 は口頭による 審査請求にお ける陳述の内 容を録取した 文書	・ 審査請求書 ・ 録取書	—	—	—	裁 決 そ の 他 の 処 分 が さ れ る 日 に 係 る 特 定 日 以 後 10 年		
			②情報公開・個人 情報保護審査 会文書	・ 諮問書 ・ 補充理由説明書 ・ 答申書	—	—	—			

事 項		業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類（行政文書ファイル等 の名称）	保存期間	訓令別 表第2 該当項	保存期間満 了時の措置
			③審査請求に対 する裁決をす るための決裁 文書その他当 該処分に至る 過程が記録さ れた文書	・ 弁明書 ・ 反論書 ・ 意見書	—	—	—			
			④裁決書	・ 裁決書	—	—	—			
		(3)訴訟の提 起その他 の訴訟に 関する経 緯	①訴訟の提起に 関する文書	・ 訴状 ・ 期日呼出状	—	—	—	訴 訟 が 終 結 す る 日 に 係 る 特 定 日 以 後 10 年		
			②訴訟における 主張又は立証 に関する文書	・ 答弁書 ・ 準備書面 ・ 各種申立書 ・ 口頭弁論 ・ 証人等調書 ・ 書証	—	—	—			
			③判決書又は和 解調書	・ 判決書 ・ 和解調書	—	—	—			
		(4)主管課と の連絡等	主管課との連絡 等	・ 施行状況報告	—	—	—	5 年		
6	広報に関 する事項	広報等	①ミニ懇又は独 占禁止法教室 その他独占禁 止法等を広報、 啓発するため	・ 開催案内 ・ 新聞発表資料 ・ 配布資料 ・ 広報活動検討資料	取適法調 査・相談	取適法運用状 況資料	・ ○年度取適法運用状況資料	5 年	—	廃棄

事 項		業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類（行政文書ファイル等 の名称）	保存期間	訓令別 表第2 該当項	保存期間満 了時の措置
			の講演、講習、 会議等に関する資料のうち 重要なもの		フリーラ ンス法調 査・相談	フリーランス 法運用状況資 料	・〇年度フリーランス法運用 状況資料	5年		
			②講演会等への 講師の派遣及 び広報活動に 関する文書	・講師派遣依頼文書 ・配布資料 ・周知資料	独占禁止 法審査・ 調査・相 談	講師派遣 独占禁止法相 談ネットワー ク	・〇年度講師派遣 ・〇年度独占禁止法相談ネッ トワーク	5年 5年		
7	取引適正 化協力委 員に関する事項	取引適正化 協力委員	取引適正化協力 委員の意見が記 録された文書そ の他取引適正化 協力委員に関する文書のうち重 要なもの	・ヒアリング ・選定の決裁	取引適正 化協力委 員	取引適正化協 力委員	・〇年度取引適正化協力委員 ・〇年度取引適正化協力委員 に対する意見聴取 ・〇年度取引適正化協力委員 選定	10年	—	廃棄
8	不公正な 取引方法 （優越的 地位の濫 用）及び取 適法の指 導に関する事項	取適法の指 導に関する 事項	講習会等を開催 するための決裁 文書その他開催 に至る過程等が 記録された文書	・決裁 ・配布資料 ・新聞発表資料 ・アンケート	取適法指 導	取引適正化推 進講習会	・〇年度取引適正化推進講習 会	5年	—	廃棄
						取適法基礎講 習会	・〇年度取適法基礎講習会			

事 項		業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類（行政文書ファイル等 の名称）	保存期間	訓令別 表第 2 該当項	保存期間満 了時の措置
9	本 局 及 び 他 省 庁 と の 連 絡 調 整 に 関 す る 事 項	本局及び他 省庁との連 絡調整（1 の項から8 の項までに 掲げるもの を除く。）	他省庁との連絡 調整に関する文 書のうち重要な もの	・ 本局からの照会に対 する検討文書 ・ 他省庁からの照会に 対する検討文書	取適法調 査・相談	他省庁との連 絡・調整	・ ○年度他省庁との連絡・調 整	5 年	—	廃棄
10	作 業 の 進 捗 管 理 に 関 する 事 項	作業の進捗 管理	作業の予定及び 作業分担に関す る文書	・ 作業スケジュール ・ 作業分担表	—	—	—	1 年未満	—	廃棄

備考

一 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

1 決裁文書 行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認した行政文書

2 特定日 第 12 条第 12 項（令第 8 条第 9 項）の保存期間が確定することとなる日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日（当該確定することとなる日から 1 年以内の日であって、4 月 1 日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日）

二 職員の人事に関する事項について、法令等の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ当該規定による。

三 本表の第三欄は、法第 4 条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から重要な行政文書を示しているものであることから、同欄における「過程が記録された文書」は、当該行政機関における重要な経緯が記録された文書である。

四 本表が適用されない行政文書については、文書管理者は、公正取引委員会における行政文書の管理に関する定め（平成 23 年公正取引委員会訓令第 1 号）別表第 1 及び第 2 並びに本表の規定を参酌し、当該行政文書に係る事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間及び保存期間満了時の措置を定めるものとする。